



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http://www.okamoto-pat.jp/

2021 OCTOBER / 248号

★ 他人の氏名や名称等を含む商標 ★

1. 令和2年（行ケ）第10126号

「マツモトキヨシ」という言語的要素からなる下記の音商標が出願されています。特許庁は「他人の氏名」を含むことを理由に拒絶しましたが、これに対して出願人は審決取消訴訟を提起しました。その判決が8月30日に知財高裁であり、この審決は取り消されました。

出願人：株式会社マツモトキヨシホールディングス
本件の音商標： 
指定役務： 第35類 「織物」ほか多数商品の小売又は卸売

2. 人名の商標登録性と特許庁の取扱い

商標法第4条第1項第8号では、「他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）」を登録しない、と規定しています。その立法趣旨は、「人は、自らの承諾なしに、その氏名、名称等を商標に使われることがないという人格的利益を保護することにある」（最高裁判決）といわれています。

上記1の商標はたまたま音商標でしたが、事情は文字商標（漢字やローマ字商標）でも全く同じです。「他人」とは出願時に生存している者と解されています。

自己の氏名等と他人の氏名等が一致するときは、その他人の承諾がなければ登録されません。事実確認には電話帳やインターネット検索が用いられています。承諾は、その他人の承諾書を特許庁に提出することにより行われます。

商標法第4条第1項第8号の規定をめぐる特許庁の取扱いは流動的であり、審査基準も何度か変更されています。以前は自己の氏名等と一致する他人にはある程度の著名性が考慮されていたようですし、当該商標の指定商品又は指定役務との関係も考慮されていました。実際、「マツモトキヨシ」というカタカナ文字商標であれば20年以上前から登録されています（登録4330343ほか）。また、比較的古い審決などでは氏名のローマ字表記商標であって、氏と名の間にスペースを入れず一体化させたときには登録を認めたものもありました。

現在は、商標法第4条第1項第8号の規定はかなり厳格に取り扱われるようになっており、よほど珍しい名前であれば、この規定による拒絶理由通知を受ける可能性が高まっているようです。ローマ字表記商標の場合、氏・名の順でも名・氏の順でも、間にスペースがあってもなくてもこの規定が適用されています。他人の氏名等に該当するか否かの判断にあたっては、当該商標の指定商品又は指定役務との関係が考慮されないのが原則ですので、かなりの割合で同姓同名の人が指摘されています。

3. 上記判決の意義

上記「マツモトキヨシ」判決は、現在の特許庁の厳格な取扱いに変革を迫るものでしょうか。どうやら必ずしもそうとは言えないようです。

上記判決は、「本願商標に関する取引の実情」として、原告のドラッグストア「マツモトキヨシ」の店舗数が全国1555店舗、同社のメンバーズカード（ポイントカード）の会員数が約2440万人に達していることなどを指摘しています。あくまで著名商標を保護したものであって、すべてのケースに当てはまるものではないといえそうです。